

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 鶴田町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,086	2,536	177	3,798

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	備考
一般会計	5,547	5,281	266	215	140	5,943	78	
学校給食特別会計	69	69	0	0	0	0	0	
土地取得特別会計	0	0	0	0	0	0	0	
一般会計等	5,616	5,350	266	215		5,943	78,108	実質赤字額 -

⑤ (= -②)

※ ②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考
水道事業会計	279	252	27	212	0	1,344	0	法適用
病院事業会計	1,324	1,422	△ 98	△ 750	200	26	25	法適用
下水道事業会計	284	432	△ 148	86	282	6,415	5,273	法適用
国民健康保険事業特別会計	2,267	2,095	172	172	243	0	0	
介護保険事業特別会計	1,455	1,380	75	75	226	200	200	
老人保健医療事業特別会計	150	150	0	0	7	0	0	
後期高齢者医療事業特別会計	112	111	1	1	47	0	0	
公営企業会計等 計				△ 203		7,745	5,499	連結実質赤字額 -

⑧ (= -(②+⑥))

※ ②+⑥が負数の場合のみ

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づき、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	左のうち一般会計 等負担見込額	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	0	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0	3,020	0	0	
西北広域福祉事務組合	298	293	5	5	0	12	26	2	
西北五環境整備事務組合	1,296	1,249	47	38	0	24	429	41	
津軽広域水道企業団津軽事業部	2,023	1,594	429	2,414	0	0	7,843	0	法適用
五所川原地区消防事務組合	2,078	2,050	28	28	0	0	334	239	
青森県交通災害共済組合	223	208	15	15	0	0	0	0	
つがる西北五広域連合	166	147	19	19	0	8	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合	523	419	104	104	0	0	0	0	
〃 後期高齢者医療特別会計	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
一部事務組合等 計				6,407	0		8,632	282	

⑨

⑩

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
鶴の里振興公社	4	24	18	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			18	0	0	-	0	0	

⑪

(注) 損益計算書を作成していない一般社団法人及び一般財団法人(旧公益法人会計基準を適用している場合)は「経常損益」の欄には「経常正味財産増減額」を表示している。なお、新公益法人会計基準を適用している場合は、一般正味財産増減の部の当期経常増減額を表示する。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	94	138	44
減債基金	1	1	0
その他充当可能基金	223	215	△ 9
充当可能基金計	318	353	35

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	4.15	5.65	1.50	△ 15.00	△ 20.00	病院事業会計	△ 54.3	△ 61.7	△ 7.4
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 4.62	0.30	4.90	△ 20.00	△ 40.00	水道事業会計	62.4	76.1	13.7
実質公債費比率	18.4	17.6	△ 0.8	25.0	35.0	下水道事業会計	99.2	116.6	17.4
将来負担比率	154.7	181.7	27.0	350.0					
財政力指数	0.26	0.26	0.00						
経常収支比率	102.8	99.1	△ 3.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \text{将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \text{1,424 (百万円)} + \text{0 (百万円)} && \text{13,227} \\ &&& \text{⑬} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源} &= \text{充当可能基金 ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{標準財政需要額算入見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \text{61 (百万円)} + \text{6,822 (百万円)} && \text{7,236} \\ &&& \text{⑭} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{算入公債費等の額} &= \text{502 (百万円)} \\ &&& \text{⑮} \end{aligned}$$

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
① 実質赤字比率	—	平成20年度決算では黒字であるため実質赤字比率はない。赤字を発生させない取組としては、公債費負担の健全化、給与水準・定員管理の適正合理化、行政管理経費の見直しを掲げ実施している。
② 連結実質赤字比率	—	平成20年度決算では黒字であるため連結実質赤字比率はない。今後の取組としては、病院事業における経営努力と繰出基準に合った一般会計からの繰出しを行い、連結実質赤字が生じないように計画している。
③ 実質公債費比率	17.6%	平成20年度決算では公債費が減少したことにより、地方債許可制移行基準の18.0%及び早期健全化基準の25%を下回った。今後も公債費は減少し、地方債許可制移行基準未満の比率で推移する見込みである。
④ 将来負担比率	181.7%	平成20年度決算では早期健全化基準350.0%を下回っている。今後も町債残高の減少に伴い将来負担比率も減少する見込みであり、平成24年度には170.0%を下回る見込みである。
⑤ 資金不足比率		
病院事業会計	61.7%	医師不足による入院患者受け入れ数の減少及び職員の高齢化による人件費の増加が要因となり不良債務が蓄積され、平成20年度決算における資金不足比率は経営健全化基準の20%を上回っている。今後の取組としては、資金不足解消のため、退職による欠員を臨時職員で補うなどの経営努力と繰出基準に合った一般会計からの繰出しを行うことで、平成24年度には経営健全化基準の20%を下回る見込みである。

(注) 1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。
 2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

(2) 今後の対応方針

病院事業会計の経営健全化に重点を置き、連結実質赤字及び公営企業会計における資金不足の解消を図る。
 具体的には、病院事業において退職者の補充を臨時職員で補い人件費の縮減を図り、かつ、現在策定中の自治体病院再編計画では診療所となる予定であるため、その動向を踏まえつつ、更なる経費縮減とそれに即した経営体制作りを図る。一般会計においては病院事業への繰出金の財源確保のため徹底的な事務事業の見直しによる経費縮減に努める。